

「これからのいしかわの森づくりと森づくりの税案」に関する  
県民説明会の開催結果の概要について

1 開催場所及び出席者数

○平成 18 年 10 月 7 日(土)

金沢会場（石川県地場産業振興センター新館）出席者：120人

○平成 18 年 10 月 8 日(日)

小松会場（石川県小松合同庁舎）出席者：90人

○平成 18 年 10 月 9 日(月)

輪島会場（奥能登総合事務所）出席者：120人

2 説明内容

○「森林のはたらき」、「森林の現状と課題」、「これからの森づくり」、「森づくりのための財源」の4項目について、スライド及びビデオを使用し、できるだけ丁寧に説明

○配付資料

・説明資料（パンフレット）

「これからのいしかわの森づくりと森づくりの税案について」及び附属資料

・スライド説明資料

3 主な意見及び質疑内容

別紙のとおり

県民説明会における主な意見及び質疑内容

1 森づくりの財源に関すること

主な意見要旨	説 明
○材価の低迷、輸入外材による国産材の圧迫等の理由から、森林所有者の自助努力だけでは、森林整備は困難。今回の税案には賛成。	
○クマが里山に出没する原因の一つに森林の荒廃があり、税による森林整備はやむを得ないと思う。	
○水源林の整備ということがわかるよう税の名称を「水源環境税」にすればどうか。	提案の名称も含め、今後いろいろな意見を聞いた上で決めていきたい。
○説明会の内容は分かりやすかった。より多くの県民の理解が進むよう今後ともPRや説明に努めてほしい。	今後ともPRや説明に努めたい。また、地域で要請があれば出向いて説明したい。
○税制度の導入にあたっては、マスメディア等を通じたPRが必要。	
○森づくり税は理解できるが、県民に恩恵があるのであれば、県債を発行するという方法もあるのではないのか。	造林事業は林業者に対する助成制度であり、そうした補助金は県債の対象外。従って、手入れ不足林の整備を行う事業は、県債になじまない。
○森林のオーナー制度を導入し、関心のある人が森林の整備をすればどうか。	オーナー制度を活用できれば、それに超したことはないが、これまでの里山での実績から22千haという広大な手入れ不足林を対象としたオーナー制度の実施は難しい。
○今回の納税対象者は子供から年寄りまで全員か。また、森林所有者とそれ以外で税率に差を付けるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入のない子供等や収入があっても一定の基準以下の方は納税対象者から除外（パンフレット参照）されている。</li> <li>・県民全体の半分弱の50万人余が納税対象。</li> <li>・森づくりの税は、森林の経済的な面ではなく、公益的機能に着目した税であり、森林所有者かどうかで税率に差を設けない。</li> </ul>
○事業規模では10年間で整備するとあるが、事業内容を5年間で検証するとなっている。その整合性は。	5年後に新たな制度のそれまでの実績や効果等を検証し、制度の継続について改めて検討することとしている。
○水源のかん養を重視するのであれば、水道料に課税すればどうか。	上水道については普及率が100%ではなく、又一方で地下水が活用されていることなどから、公平性の問題、徴税コストの問題、さらには滞納の場合は市町の立て替えについての問題等課題が多く、課税手法として採用が困難である。
○県民意識調査では、年間1,000円までなら負担しても良いという割合が一番多かったが、今回、税率を500円とした理由は何か。	新たな森づくりの事業規模と県民の負担感を考慮して、薄く広くの観点から500円とした。

## 2 森づくりの事業内容に関すること

主な意見要旨	説 明
○森林は荒廃しており、手入れ不足林を間伐することによって、より水害等に強い山づくりを目指してもらいたい。	強度の間伐(通常間伐の2倍程度の間引き)を行い、広葉樹と針葉樹の混交林に誘導しつつ公益的機能の維持増進に努めたい。
○混交林をめざすことはよいことである。	
○手入れ不足林の整備は、一般県民に林業関係者のためだけの施策と受け取られないよう説明していくべき。	林業支援ではなく、県民全体が恩恵を受ける森林の公益的機能維持のための施策であることを、今後ともPRしていきたい。
○税の導入には賛成だが、一般県民や法人が理解できるような取り組みが必要。	
○漁業を行っているが、漁業のためには森林整備は必要であり、今後も、森づくり活動を広めていきたい。	
○4割の間伐だけではなく広葉樹の植栽も必要ではないのか。	できるだけ自然力を活用して混交林に誘導するが、難しい箇所については補完的な広葉樹の植栽も考慮する。
○森林を次の世代に引き継いでいくためには、若者の就業も必要。	現在実施している「あすなろ塾」により若い就業者の養成に今後とも努めていく。大切なことは、採算のとれる林業を実現することである。
○人工林の整備も大事であるが、大径木が多くなってきた広葉樹林も荒廃しており、その整備が必要。	里山林など身近な森の保全に関する取り組みを進めていく中で対応していきたい。
○森林整備を放棄している者が今回の森づくり税で補填されることになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手入れ不足林の整備は、公益的機能の維持を図るためのもので、伐採した木は搬出しない。</li> <li>・手入れ不足林は手入れ不足によって経済的価値が損なわれていることなどから、所有者が単独で搬出しても収支は償えない。</li> </ul>
○若い人を含め森林環境教育を充実すべき。	新たな財源の一部を活用して推進したい。
○林道がないと森林整備が行えないことから、林道整備に重点を置けばどうか。	手入れ不足林の整備は、材の搬出を行わない間伐であり、森づくり税の用途として林道整備は想定していない。
○手入れ不足林の整備は、どこから優先的に実施するのか。	まずは水源地域を優先して実施していきたい。